

○長野県宅地造成及び特定盛土等規制法に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年長野県規則第 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設計者の資格を証する書類）

第2条 省令第7条第1項第5号に規定する書類は、設計者の資格に関する申告書（様式第1号）によるものとする。

（権利者の同意を得たことを証する書類）

第3条 省令第7条第1項第10号又は第2項第8号に規定する書類は、宅地造成等に関する工事の妨げとなる権利を有する者の一覧表（様式第2号）及び宅地造成等に関する工事同意書（様式第3号）によるものとする。

（住民への周知措置を講じたことを証する書類）

第4条 省令第7条第1項第11号又は第2項第9号に規定する書類は、説明会の開催結果等報告書（様式第4号）によるものとする。

（工事主の資力及び信用に関する申告）

第5条 細則第4条第1項第1号又は第2項第1号に規定する工事主の資力及び信用に関する申告書は、工事主の資力及び信用に関する申告書（様式第5号）によるものとする。

（工事施行者の能力に関する申告）

第6条 細則第4条第1項第2号又は第2項第2号に規定する工事施行者の能力に関する申告書は、工事施行者の能力に関する申告書（様式第6号）によるものとする。

（宅地造成等に関する工事の着手届）

第7条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事に着手したときは、工事着手届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の協議の申出等)

第8条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定により協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（様式第8号）に、省令第7条第1項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（様式第9号）に、省令第7条第2項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第9条 宅地造成等に関する工事について、法第16条第2項の規定により届出を行おうとする者は、工事変更届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の工事計画の変更協議の申出)

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項の規定により準用する法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（様式第11号）に、省令第37条第1項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項の規定により準用する法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（様式第12号）に、省令第37条第2項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第11条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第13号）に、省令第48条第1項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第14号）に、省令第48条第2項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出工事の変更届出)

第12条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しよ

うとするときは、届出工事の変更届出書（様式第15号又は様式第16号）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の工程等の変更届出）

第13条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可を受けた者又は法第21条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、工程等変更届出書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届）

第14条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、工事着手届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出等）

第15条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定により協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（様式第8号）に、省令第63条第1項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定により協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（様式第9号）に、省令第63条第2項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第16条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第35条第2項の規定により届出を行おうとする者は、工事変更届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事計画の変更協議の申出）

第17条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第3項の規定により準用する法第34条第1項の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（様式第11号）に、省令第67条第1項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第3項の規定により準用する法第34条第1項の規定による協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（様式第12号）に、

省令第67条第2項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第18条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(様式第13号)に、省令第78条第1項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(様式第14号)に、省令第78条第2項に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出工事の変更届出)

第19条 法第40条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書(様式第15号又は様式第16号)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程等の変更届出)

第20条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項の規定による許可を受けた者、法第27条第1項の規定による届出をした者又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、工程等変更届出書(様式第17号)を知事に提出しなければならない。

(適合証明書の交付の請求)

第21条 省令第88条の規定により証明書の交付を求めようとする者は、適合証明書交付申請書(様式第18号)を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。